

## 市民団体からの公開質問に対する回答について

平成 22 年 6 月 1 日

平成 22 年 3 月 17 日付け公開質問について、下記のとおり回答いたします。

### 記

Q 公文書開示請求の対応について

A 県あての請求に対して、該当する開示請求に係る公文書の件名又は内容に応じて、担当部署より通知することになっております。

Q 太田川ダムに関する住民窓口について

A 太田川ダムについては、袋井土木事務所ダム管理課が担当となります。

Q 現場のダム管理所の管理体制について

A 平成 22 年 3 月 26 日付け河川砂防局長の回答のとおり、太田川ダムには、洪水調節のためのゲートがなく、洪水調節方式は自然調節方式であるため、平常時巡回・洪水時常駐管理体制を執っています。平成 22 年 4 月からは袋井土木事務所ダム管理課が太田川ダムの管理を担当しますが、住民側からの緊急連絡等に対しては、平日の勤務時間内においてはダム管理課が対応し、夜間や休日等の勤務時間外においては自動音声案内のある緊急連絡先を通じてダム管理課職員と連絡が取れる体制を整備いたしました。

また、関係市町の協力を得て、同報無線の活用も含めた情報伝達体制を構築しておりますが、関係機関を含む情報伝達訓練の実施等により、迅速かつ確実な情報伝達体制を確保してまいります。

Q 堤体のひび割れについて

A 堤体のひび割れについては、すべて業者の責任で調査・補修を実施しており、県としては、ダムの安全性に影響はなく、調査・補修は適切に実施されたことを確認しています。

このため、提供できる供試体は持ち合わせておりません。

今後も、関係法令等に基づき太田川ダムの安全管理に努めていきますので、本県の河川行政に格別の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。